

長浜市告示第241号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、長浜市田村駅東駐車場使用料及び長浜市田村駅東駐輪場使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）第42条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
公益社団法人長浜市シルバー人材センター 理事長 廣田 滋
滋賀県長浜市小堀町375番地1
- 2 指定をした日
令和8年4月1日
- 3 委託をした日
令和8年4月1日
- 4 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 委託した公金事務に係る歳入の種類
(1) 長浜市田村駅東駐車場使用料
(2) 長浜市田村駅東駐輪場使用料
- 6 徴収の方法
現金、口座振替その他の現金を伴わない支払手段による